

**NO. 164**  
令和元年9月1日  
(2019年)



**大宜味村**

# 議会だより



## 沖縄県議会前

【令和元年6月17日 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書・要望決議書提出】  
※平良昭一県議、具志堅透県議同行



- 議案等の議決結果一覧…………… P 1～P 3
- 討 論…………… P 3～P 5
- 賛否分かれたもの…………… P 5
- 一般質問…………… P 6～P 15
- 大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書・要望決議書…… P 16

※詳しい内容については、各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。



# 議案等の議決結果一覧

## 令和元年 第2回(5月)臨時会

令和元年5月22日の1日間の日程で第2回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第8号))	既定の繰越明許費について、緊急に補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。	承認 全会一致
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(大宜味村税条例等の一部を改正する条例)	地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。	承認 全会一致
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	※承認第2号と同じ	承認 全会一致
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)	沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の省令、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の省令の一部が改正され、平成31年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。	承認 全会一致
議案第14号	大宜味村立認定こども園設置条例	大宜味村立2保育所及び幼稚園を統合し、大宜味村立認定こども園を開園するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため。	原案可決 賛成多数
議案第15号	幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について	1. 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(建築) 2. 契約の方法 指名競争入札による契約 3. 契約金額 3億4,265万円 4. 契約の相手 有限会社 名嘉工務店 5. 工期 自 令和元年5月23日 至 令和2年1月31日	可決 賛成多数
議案第16号	幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について	1. 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(電気) 2. 契約の方法 指名競争入札による契約 3. 契約金額 4,801万5千円 4. 契約の相手 有限会社 沖工設 5. 工期 自 令和元年5月23日 至 令和2年1月31日	可決 賛成多数
議案第17号	幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について	1. 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(機械) 2. 契約の方法 指名競争入札による契約 3. 契約金額 7,282万円 4. 契約の相手 有限会社 一円産業 5. 工期 自 令和元年5月23日 至 令和2年1月31日	可決 賛成多数

番号	件名	議案等の概要	結果
議案第18号	やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について	1. 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事 2. 契約の方法 指名競争入札による契約 3. 契約金額 1億8,360万円 4. 契約の相手 有限会社 一円産業 5. 工期 自 令和元年5月23日 至 令和元年6月28日	可決 全会一致

## 令和元年 第3回(6月)定例会

令和元年6月10日～13日までの4日間の日程で第3回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
議案第19号	大宜味村過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の一部変更について	主な変更点：過疎地域自立促進徳事業の事業内容に「観光協会補助金」、「地域イベント支援事業」、「ビジターセンター運営委託事業」を追加する。	原案可決 全会一致
議案第20号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,960万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,280万2千円とする。	原案可決 全会一致
議案第21号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億38万7千円とする。	原案可決 全会一致
報告第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計予算)	平成31年度(令和元年度)への繰越額10億4,837万8千円。	報告
報告第5号	繰越明許費繰越計算書の報告について(簡易水道事業特別会計予算)	平成31年度(令和元年度)への繰越額2,098万5千円。	報告
意見案第6号	大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書	海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっている。住民の安全・安心や経済的な観点からも早急な改善は必要不可欠である為、提出する。	原案可決 全会一致
決議案第1号	大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議	※意見案第6号参照。	原案可決 全会一致
陳情第3号	安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。～以下省略～	不採択 賛成少数
陳情第7号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情書	1. 住民生活を守る立場で、県知事会などが求めている「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するように引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料(税)の抑制、引き下げを目指すこと。～以下省略～	議員配布

番号	件名	議案等の概要	結果
陳情第8号	辺野古新基地建設の即事中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情	2019年2月沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。～中略～民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。  1. 辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にする事。～以下省略～	議員配布
陳情第9号	全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1,000円に引き上げを求める陳情	1. 地域間格差を広げ人口流出の要因ともなっている、ランク制を廃止し、全国一律の最低賃金制度とし、また、中小企業が安心して最低賃金を引き上げることができるよう中小企業支援策を拡充するよう、厚生労働省に意見書を提出して頂くこと。～以下省略～	議員配布
陳情第10号	公契約条例の制定を求める陳情	1. 公共工事だけではなく、業務委託、指定管理者を含むすべての公契約を対象としていただくこと。～以下省略～	議員配布
陳情第11号	※陳情第8号と同じ	※陳情第8号参照。	議員配布
陳情第12号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	※陳情第7号参照。	議員配布
陳情第13号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。～中略～米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書を提出するようご配慮願いたい。	議員配布

## 令和元年 第2回(5月)臨時会

### 議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例

## 反対討論 (吉浜 覚 議員)

私は、これまでに本村の未来を担う子や住民の命を守る為に安心安全な環境づくり等について繰り返し訴えてきました。

本案は、「大宜味村立2保育所及び幼稚園を統合し、大宜味村立認定こども園を開園するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。また、条例で名称を大宜味村立おおぎみこども園、位置を大宜味村字塩屋1306番87とする。さらに、附則で施行期日について、この条例は、令和2年4月1日から施行する。準備行為について、こども園の設置の届その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる」と提案しております。

これまでの幼保連携型総合施設建設予定地雑石撤去作業や造成工事などの準備行為は、自ら制度を無視していたと証明をしているようなものです。また、幼保連携型総合施設整備の策定委員会で計画候補地の検討が行われ、総合評価1位が旧大宜味小学校を覆した行政執行についても策定委員会や村民の意思を軽視し愚弄するものであります。



村内の低地にあった重度身体障害者施設や消防署分遣所は、東日本大震災の教訓を活かし、避難をしなくてもよい高所に移転をした身近な事例があります。子供たちの命を守るため、避難をしなくてもよい高所に幼保連携型総合施設の設置が基本で理想であります。

しかし、村は複数の幼保連携型総合施設の候補地を示した中から、策定委員会が総合評価1位とした旧大宜味小学校の評価を覆した本案の場所は高所への避難ルートは国道58号を横断しなくてはならないため、危険が増すと予想される場所に事業を推進しています。

地方自治法第224条2第1項に「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とうたわれています。設置条例は、名称、位置や供用開始であり施行期日が明記されており、設置場所を条例で定めるのは本案のみです。よって、事業を推進していくには、まず先に法及び条例を制定し、その後に予算化して事業を執行していくのが筋だと考えます。

どうか、本村の未来を担う子の命を守るため、また、問題を抱え曖昧のままの事業推進に納得できるものではない、反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

## 賛成討論 (仲井間 宗利 議員)

委員会でもありましたとおり、人事の件とかいろいろありましたけれども、私も一般質問で、早期に認定こども園を設置してほしいということで一般質問をしましたので、それにつきながら賛成の立場で討論させていただきます。

設置の場所も津波とかそういうことでいろいろ出ましたけれども、行政は策定委員会等、いろいろ重ねまして、いろんな形も出てきておりましたが、津波の件に関してはそういう場所がよいとなった場合には、じゃあ、避難訓練をどうするか、避難場所はどうかということで進めてまいりました。それを踏まえて決定をして、建設もされてきております。時代に沿った認定こども園ということになりました。それを進めていったことに対して、私は賛成をしたいと思っております。以上です。

## 令和元年 第3回(6月)定例会

陳情第3号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書  
【委員長報告に対する】

## 反対討論 (吉浜 覚 議員)

本陳情は、沖縄県那覇市奥武山町26-24-20、沖縄県医療福祉労働組合連合会執行委員長穴井輝明から提出されたものです。本件の陳情趣旨は、医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されず、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じていますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。看護師の夜勤実態調査(2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分)では、2交替制勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いつつ働いている(日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分)状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目、1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜間交替労働における労働環境を改善すること。

- ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。 以上。
- したがって、本陳情は、2007年に国会で採択された内容の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを求めたものです。本件は、安全・安心の医療・介護を実現していかなければならない国民的な課題であります。地方議会である本議会も国会と連携を密にし、国民全体で労働環境の改善を求めていくために、本陳情に対し各議員の賛成を求め討論とします。

## 賛成討論 (仲井間 宗利 議員)

不採択の理由を申し上げます。

- 1. 陳情文書だけを送りつけて、説明もなく誠意が見えない。
- 2. 沖縄県医療福祉労働組合連合会とはどのような連合組合かもわからない。
- 3. 経営者側に配慮がない。
- 4. 民主主義多数決で賛成少数であったということ。

大宜味村議会であり、県議でも私たちはありません。国会議員でもありません。私たちが第一に考えることは大宜味村をどのように発展させるかを一番に考えることが村議の任務だと思います。このような理由により、不採択となりました。

## 賛否 分かれたもの

令和元年 第2回(5月)臨時会	採決の結果	大城 佐一	宮城 良治	仲井間 宗利	友寄 景善	大山美佐子	大城 邦彦	宮城 貢	吉浜 覚	安里 重和	平良 嗣男 (議長)
議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例	原案賛成多数 可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について	賛成多数 可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について	賛成多数 可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—
議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について	賛成多数 可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—

令和元年 第3回(6月)臨時会	採決の結果	大城 佐一	宮城 良治	仲井間 宗利	友寄 景善	大山美佐子	大城 邦彦	宮城 貢	吉浜 覚	安里 重和	平良 嗣男 (議長)
陳情第3号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	賛成少数 不採択	×	×	×	○	○	×	×	○	×	—

○：賛成      ×：反対      欠：欠席      退：棄権と意思表示しての退場



友寄 景善 議員

### 総合福祉センターの整備はどうなっているか？

**問1** 大宜味村第5次総合計画は、村内各種団体のヒヤリング、住民意見交換会、村総合計画審議会などを経て、村内外の各界各層から広く意見を反映させ平成28年に村議会の議決を経て策定された。村民の思いや願いが詰まった村のあるべき姿、村の進むべき方向性、つまり村の将来像が詰まった総合計画である。本計画には、「多機能型の総合福祉センター整備に取り組み」と、明記され、過疎計画には、平成30年

度に事業が予定されていたが実施されていない。なぜ実行されなかったのか？先送りできない喫緊の事業であると思う。今後の計画は？

### 答 宮城功光村長

やんばるの森ビジターセンターや幼保連携型総合施設整備などの大型事業を進めていたことから、補助事業での実施が厳しい中、進めることができていない。具体的について整備するとは断言できない。新庁舎建設や結の浜の海浜整備などの事業も予定しているもので、財源の確保を含め、状況を見て検討していきたい。

### 問2 村内には高齢者を含め、行政の支援・手助けを必要とする村民が大勢いる。今後ますます、様々な行政サービスを提供し、総合的な福祉の向上を推進しなければならぬ。村民の日々の暮らし、つまり日常生活

の課題を優先的に取り組むのが村行政の基本だと考える。村民が切実に望んでいる総合福祉センターの整備が先送りされることなく、確実に、そして早期に整備されなければならないと思うが、どう考えるか？

### 答 佐久川紀亮住民福祉課長

総合福祉センターの必要性を感じている。補助事業がない状況で、今現在進めることができていない。今後、新庁舎の整備の中で必要のある機能を入れて、福祉センターとしての機能も一緒にできないか。もしくは新庁舎ができた後の旧大宜味小学校の跡地を活用してできないか、そういったものを含めて今後検討していきたい。

### 危機管理体制はどうなっているか？

**問** 村長が県内離島を含め、

県外に出張する場合、副村長は最低でも沖繩本島内に待機するのが鉄則ではないか。しかも教育長も本島を離れ、三役が大宜味村を留守にしている。異常事態ではないか。危機管理体制がどうなっているのか大きな疑念を抱いている。三役が本島を離れ、大宜味村を留守にすることについて村長の見解は？

### 答 宮城功光村長

災害等緊急時の危機管理体制の観点から疑念を抱かれても仕方がないと思う。今後は、本部長、副本部長が不在となり、総務課長が職務を代理することがないよう努めていく。

### 友寄景善議員

防災意識についての認識が甘い。今後しっかりと体制を見直して、不測の事態に備えるよう対応していただきたい。





大山 美佐子 議員

**消費税10%引き上げに対する村長の考えを問う**

**問** 10月から消費税を10%に引き上げるといわれている。消費税は社会保障の充実といわれているが、実際は、消費税は一般財源に組み入れられているため、法人税や所得税の穴埋めに使われ、社会保障は削減されている。大宜味村は、低所得者や高齢者の方が多く、今でも生活は苦しいのに、消費税を10%に引き上げたから地域住民の暮らしは、ますます苦しくなると考えられる。村長の考えを伺う。

**答** 宮城功光村長

消費税の引き上げによって、低所得者や高齢者といった方には一定の影響がでてくると認識している。国が進める社会保障と税の一体改革において、消費税の引き上げによる増収分を社会保障の財源に充てることで、将来世代への負担の先送りの軽減を実現するために消費税引き上げを行うとしている。さらに今回は、幼児教育の無償化等の負担軽減など、新たな子育て支援に回す方針も示されている。将来を見据えた社会保障の充実、私たちの生活全体の安定という広い視点に立ち、総合的に考えていかなければならない。国は消費税増収分をしっかりと社会保障の安定・充実のために進めてほしい。

大山美佐子議員

消費税引き上げではなく、

米軍への思いやり予算などを廃止し、富裕層と大企業に応分の負担を求めるなど、消費税に頼らない別の道で確保すべきだと思う。消費税が10%になったら生活できかないという村民の声も聞こえます。3月定例会では、消費税10%引き上げ中止を求める意見書・陳情書も全会一致で採択しました。村民に寄り添って、村民の目線で行政を進めてほしいと思う。

**憲法九条改憲について**

**問** 昨年12月の定例議会において、改憲に反対する村長のお考えを伺ったのですが、再度伺う。安倍首相は、憲法九条に自衛隊を明記し、2020年施行すると発言している。国民投票のコミーシャル規制について議論されたと報道もされ、このままでいくと、九条改憲に進んで

いくと考えられる。村長の見解を伺う。

**答** 宮城功光村長

日本国憲法第九条は、日本国憲法に示された恒久平和は戦後の日本を平和国家へと築き上げた世界に誇る崇高な理念であり非常に大切なものと考えている。日本国憲法改正については、さまざまな意見があると思う。そのため国民の議論を深めていくことが大切であると考える。

大山美佐子議員

今度の参議院選で議会の三分の二以上の改憲賛成の議席を得たら、憲法九条改憲が発議すると考えられる。七月の参議院選では、改憲の賛否について重要になってくると思う。ぜひ村長も憲法九条の碑を建立したときの気持ちで九条改憲に反対し、村民に寄り添い行政に関わってほしい。





宮城 良治 議員

### 創業支援について

**問1** 11月にビジターセンターがオープンを予定し、さらに結の浜にホテル建設が予定されている。このチャンスを生かし創業を考える方々が出てくる事が大宜味村の活気や活力になり、地域経済の底上げを図る為にも、創業しやすい環境を作るべきだと思っている。平成30年度商工係ができたが創業支援等に取り組む計画はあるのか。

### 答 宮城功光村長

現段階では、商工係職員

と起業支援に関する取り組みについて、近隣市町村や県、国の支援策など情報収集を行っている。今後の計画について、事業化等の検討は、まだ出来ていないが、村商工会との意見交換会や起業志願者を募り、意見交換会において起業する際の相談会を予定している。

### 問2 商工会や、多くの関係機関が連携し、創業支援

に取り組んでいく事が村の活気や産業活力の向上など、様々な観点から重要です。その為にも、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、国から認定を受ける事で様々なメリットがあるので、創業支援計画事業などの策定を行ってどうか。

### 答 福地亮企画観光課長兼

### プロジェクト推進室長

提案を頂いた創業支援事

業計画は、産業競争力強化法というもので出されておられ、県内でも幾つか計画を策定している所があり、そういう所と連携して、また県、国に情報を頂きながら、勉強させて頂き、色々な支援事業の情報も得ているので、情報収集しながら、商工会とも連携をし、計画を作る際には、組織、協議体などを作りながらやっていく事が望ましいと思っております。なので、まだ勉強中ではあるが、そういった方向性で進めさせて頂きたい。

### 問3

結の浜にホテルが本当に建設されるのであれば、その周辺には飲食店、観光、様々な商売の可能性があるので、そのホテルに泊っている観光客や地域住民にとっても必要だと思っているが、現在、結の浜土地利用計画の中には、そのような商業用

地はなく、もっと商業用地を創設する必要があると思いが、創設する予定、また可能性はあるのか。

### 答 福地亮企画観光課長兼

### プロジェクト推進室長

結の浜の土地利用計画については、計画ができた当初から色々変更があった。やはり商業施設、工業とか産業全体での施設としては、起業支援とかが動いてきたところだが、商業というところで、物を売る所、食堂、レストランが無いという事は把握をされていて、話し合いの中では商業施設の配置も必要だという事は出ており、今見直しを検討している。

### 宮城良治議員

創業する仕組み、創業する場所、働く場所を作る取り組みを。



仲井間 宗利 議員

**異常発生しているヤスデ対策は？**

**問1** 近年ヤスデが異常発生している。毎年ではありませんが、気候にもよると思いますが、約30年前かひよつとしたら、40年近くなるかもしれない。発生時は各家庭で朝起きるとヤスデ駆除から始まった様な記憶がある。掃き掃除をして集めるとバケツのいっぱいになる(バケツの大きさにもよる)。自然現象だと思いい今年も発生したかという思いでしたが、大宜味村が大好きで

移住して来る方が近年たくさんいる、そういう人達からすると異常に思われている、生活も脅かしているような状況である。今年は特に多いように感じる、最近気が付いたことだが、トイレや浴室にも入っている。村内全域に毎年発生しているのか。

村として何らかの対策を考えているのか。

**答** 宮城功光村長

ヤスデの発生は、ご承知のとおり発生量には差はあるものの今の時期に発生するのではないのでしょうか。村内至るところで発生している状況で、今のところ有効な対策はなく、個人による薬剤散布やほうき等で掃き掃除による処理で対処している状況で、村として対策は考えていない。

村としては、害虫の種類

が多岐にわたることやヤスデの完全駆除ができないなど、さまざまな原因で村としての対策は難しいものと考えている。

**問2**

専門家がいうには22℃になると発生すると聞いている、出始めのころはバーナーで焼いたり、お湯をかけたり薬剤散布したり、薬代が高くつく、そういうものを改善して何かできないか再度お聞きしたい。

**答** 新城寛建設環境課長

実際に駆除薬剤の購入や補助金関係については、財政力の乏しい脆弱な中で、薬剤補助での対応が、財政事情上考えられるのか、個人に対する補助金が妥当なのか、予算化ができるのか、財政状況を相談の上、判断していきたい。

ただ、これまで駆除剤の

補助は今まで出したことはない。

やはり家庭での駆除、ほうきとかお湯とか、そういうものでやっていただきたい。

村外から移住される方等、そういう駆除の方法などをお知らせ出来たらいいかと考えている。

仲井間宗利議員

前例がないということですが、来年の世界自然遺産登録に向けて、大宜味村が玄関口で、ビクターセンタも完成する。観光推進にも影響が出ないように、実際に民泊で来て帰ったこともあると聞いている。

悪いイメージにならないように村は何らかの対策を。





大城 佐一 議員

## 長寿日本一の復活プランは

### 問1

寿命や健康には遺伝的要因や気候・空気・水などの環境要因、保健・医療・福祉などの諸制度の充実条件なども影響を及ぼす大きな要因であるが、個人個人のライフスタイルも極めて重要な要因である。長寿村、大宜味村の高齢者の健康も、沖縄独特の風土の中での日々の暮らし方にその要因があったと思われる。本村のユイマール精神や隣近所との垣根のない交流、他者とも分け隔てなく付き合う

イチャリバチョーデーの村民性が心身をうまくコントロールし、豊かな人間性が培われ、日頃から体を動かしていたことが健康に良い影響を及ぼしていたと思われる。先輩長寿者達の生き方に学び、村民一人一人がライフスタイルの確立に努めることも肝要であるが、村はどのようなプランがあるか。

### 答 宮城功光村長

長寿復活を目指すためには健康長寿の延伸が大事なため、保健師を中心に関係機関と連携をしながら生活習慣の改善に努め、生活習慣病の早期発見と発症予防・重症化予防を行い、村民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、家庭や地域、職場等、社会全体で健康づくりを推進し、健康長寿が実現できるよう、長

寿復活に向けた行動計画として「健康おおぎみ21」を策定し、健康づくり運動を推進していく。

### 問2

議員と住民との意見交換会の中で長寿復活の問題と筋力トレーニング施設の問題が出て、長寿の要因は、運動、脳の活性化、健康食材の三つがいわれている。健康維持のためにも、トレーニング施設の有効活用は住民の要望であり、この施設は場所として狭いし、余裕のある施設にできないか。ジョイビート運動の地域巡回はできないかとの要望もある。

### 答 佐久川紀亮住民福祉課長

健康おおぎみ21の計画の中にも食育推進計画もあわせて策定しようとしている。トレーニング施設については、総合福祉センターの件

もありその中で一緒に考えている。ジョイビートについては、最低でも2か所の隔月にできないか話もしたが、今年度については変更することが難しいという話もあり、次年度に向けて話をしていきたい。

### 答 宮城功光村長

クラブハウスのほうにトレーニング機材があるが、大分古くなってきている。管理は教育委員会であり、住民福祉課の健康づくりをするための、財政的に調整ができないか早い時期に対応していきたい。ジョイビートについては、いろんな健康チェックができる仕組みになっており、ぜひ村民に呼びかけて参加していただくようお願いしたい。



吉浜 覚 議員

**生活基盤の整備と維持管理  
責任及び台風時の避難確保  
に対する姿勢を問う**

**問1** 村は、「昨年台風による影響で、村道田嘉里線が崩壊した。道路の亀裂も以前の区長等からも聞いている。大雨の時には道路パトロールをしているが、そこが即崩れるかということ、をなかなか判断できなかつたということ、で崩壊が起ったのではないかと推測される。又、家屋損壊については、民間保険により修繕を早急に行える方法を選択していたらいい」と説明している。

一方、昨年の台風による影響で村営住宅広場において、立て看板が倒壊して車が損壊した事例は村が補償している事実があり、公平さに欠き、恣意的な行政運営である。

しかし、家屋崩壊の事例は道路の決壊から雨水浸食を止めるための補修すべき管理責任。又、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、これを賠償する責に任ずると自治法にあり、法に背いた事例である。

これまでに、普通河川、村道等の生活基盤の整備と維持管理について生活に支障が無いように訴えてきたが未だに改善が見られない事項があるが、どのように対処するのか。①喜如嘉区にある七滝の下流「みいぞうがー」付近の護岸に沿った道は陥没し、いつ護岸や

道路が崩壊する危険性や隣接家屋の崩壊への二次災害の誘発が予想されるが、どのような対策をするのか。②(省略)。③台風時における避難所として喜如嘉公民館が指定されているが、便所が避難したホールから出て用を足すのでとても危険であり、どのような対策をするのか。

**答 宮城功光村長**

①「みいぞうがー」付近の陥没箇所の道路については、今議会で修繕費として予算計上をしている。②と③については去る3月定例会で回答したとおりである。

**問2** ②(省略)。③簡易便

所ではかなり厳しい面があると思う。地域住民のプライバシー問題からも、是非村に適切な避難所としていただきたい。

**答 宮城功光村長**

③一時緊急避難所の喜如

嘉公民館の外にある便所ですが、公民館の施設機能である便所と、災害時の一時的な緊急避難所の便所の設備に関して、一緒に考えるのではなく、あくまでも一時的な避難所のことでの話だと思います。村防災計画の策定にあたり、各区の意見集約をし、一時避難所として各公民館を区長に推薦してもらい指定した経緯がある。区として、便所が外ではまずいのであれば、一時的な防災等の事業で日数的に短い間は簡易便所という選択肢もあると思っっているが、一時避難所としての公民館を変更するなり、次の防災計画の見直しに区長と調整していく。

**吉浜覚議員**

③村防災計画は、村がいかにして区と連携をしていくかという姿勢でやっていただきたい。





平良 嗣男 議員

一心福祉会が使用している  
土地賃貸借契約の村有地払  
い下げを問う

**問1** 社会福祉法人一心福祉会が設立した経緯には、昭和56年の「国際障害者年」を記念して、当時の村長根路銘安昌氏が村内の福利施設（身体障害者療護施設）を誘致したいという強い思いを抱かれ、各関係機関等に精力的に陳情していたと聞いている。

過疎地域という産業創出の芽がほとんど望めない現状を憂い、村当局が施設建

設用地を整備し、一心福祉会と土地賃貸借契約を締結し、昭和57年4月に身体障害者療護施設「一心療護園」が開設した。

この土地は「福祉村構想」で国から取り戻し有効活用を図りたいという元村長、新城繁正氏や山城永盛氏（元沖繩コロニー名誉理事長）らが当時の厚生省社会援護局に直接出向いて土地の払い下げの交渉を重ねた結果「福祉施設に利用すること」の条件付きで買い戻すことができたと同っている。経緯を踏まえ、一心福祉会と土地賃貸借契約を締結している土地の払い下げについて、どのような見解をもっているのか。

**答** 宮城功光村長

昨年3月議会において減額貸付の件について、議会の同意を得て貸付の減額を

している状況である。正式に事業所からの要請等はないが、今後、払い下げの要請等があれば検討していきたい。

**問2** 一心福祉会を村が当初の先人たちの思いをしつかりと受け止めて、今後、福祉村構想の中で、行政が決断していくということも必要かと思うので、今後、村長のこれからの払い下げについて再度お伺いしたい。

**答** 宮城功光村長

平成5年3月8日の議会で国からの譲り受けを議決し、この面積が20万1千233㎡ある。そして現在一心福祉会が活用している土地がこの1/3ということである。

残った2/3の土地利用が可能なのかどうかというのも検討しながら、ある程度要望があったときには調整し、

国との契約内容が変わらなければ早い時期に払い下げも検討して良いのかと私としては思っている。

そういうことでぜひ事業所の方とは調整していきたいと考えているので、よろしく御理解いただきたい。

平良嗣男議員

先ほど村長の答弁の中で、今現在、6万坪の村有地がある。その中において約1万8千坪が利用されている状況、その残りについても一心福祉会と調整しながら、有効活用させるような意味でも、今後さらなる調整をさせていただきたい。そして一日も早い払い下げができるよう希望する。





宮城 貢 議員

**教育委員会所管事項について**

**問** 大宜味村において、経済的理由による就学困難な状況に対する奨学金等の現状は。就学支援・奨励する給付型奨学金の制度について問題はありますか。

**答** 米須邦雄教育長

現在、教育委員会では要保護、準要保護と認定された世帯に対して支援を行う就学援助制度があり、その支援を行っている。現状は、育英資金を9名の学生が利用している。月額3万円の貸付を行っている。昨年度

より入学準備金として30万円の対応を行っている。給付型奨学金については実施していないが今後の検討課題にしたい

**宮城貢議員**

大宜味村で現在、就学困難な状況において奨学金制度があること、給付型奨学金制度を検討するとの返事でした。今後、高校、大学、専門学校に行ける制度を拡充してほしい。

**村営団地の現況について**

**問** 空室状況は。団地住民の要望はどのように把握しているか。各団地の外灯の現状は。

**答** 宮城功光村長

本村では昭和56年度から平成22年度にかけて11団地、約162戸の団地を建設した。住民の要望は、個別に担当者に電話があり、修繕依頼

が主である。空き室は、宮城団地、饒波団地、大宜味団地各1戸空いている。外灯は11団地で50基設置しており、2基がLEDとなっており、現在、LEDに取り換える計画はないが、耐用年数等を考慮し、今後検討する。

**産業振興について**

**問** ①村長は、本年度の施政方針で学校跡地を活用し観光振興を中心とした村の総合産業、村内経済の循環による村民所得の向上を期待し「やんばるの森ビジターセンター整備事業」が

着工していることを述べている。指定管理者の(株)ファーマーズ・フォレストは農家と事業者向けの農産物・加工食品等の出店者募集説明会を行っている。本事業について、村民からの直接的、間接的要望等があ

ればどのようなことか。出店説明会について、担当者からの報告は。

②水産業の振興については。

**答** 宮城功光村長

①4月から各住区ごとに、(株)ファーマーズ・フォレスト主催で説明会が行われている。意見要望として、ビジターセンターで日用品も売ってほしい。村内で集荷はやってくれるのか。マングローブやシークワサーをネット販売。うるマルシェへ持って行ってもらえないか。等の意見があった。

②水産物供給基盤機能保全事業を活用して、今年度は航路浚渫を実施し、令和2年度以降に老朽化した用地護岸の打ちかえ及び物揚げ場のエプロン打ちかえを予定している。養殖事業は、漁業者からの要望があれば取り組む。





安里 重和 議員

**田嘉里区へ新たな村道(抜け道)開設を**

**問1** 村道田嘉里線は、屋嘉比から田嘉里山に向けて廻り道や抜け道のない一本道の生活道路である。老朽化が進み至る所で亀裂や撓み凹凸があり、災害が起こった場合、生活ができなくなる可能性が指摘されてきた。田嘉里山は区民にとって最大の樹園地であり、安全・安心・安住な村づくりとして、さらには地域の活性化を支援する為にも新たな村道の開設は必要不可欠だ。新たな村道田嘉里線整備

事業の取り組みと、村道の維持管理の方策はどうなっているのか。

**答** 宮城功光村長

平成30年12月に田嘉里区より迂廻路の新設要請もあった。地形的条件、それに伴う路線延長の観点から補助事業において費用対効果や予算確保が大変厳しい状況にあり、現段階では事業の採択は難しいと考える。

村道の維持管理については、除草作業をメインに週5日村道沿いの除草作業や側溝管理を行いながら道路の不具合を点検、さらに建設課職員による点検を行っている。また橋梁等法定点検が定められたものについては、委託業務を行い安全確保に取り組んでいる。

**問2** 大宜味村第5次総合計画、前期の基本計画で謳っている道路の整備としての現況と課題、現況は村

道・農道・林道等、国道県道との連続は保障されているが相互間のネットワーク形成は不十分である。課題は、低地から段丘面への移動、また段丘面内での移動に不備が生じており、今後整備が必要な路線が残されている為、整備の継続が必要である。基本施策として村内ネットワークの充実。行き止まり、狭隘道路の解消を図り、集落内雨水排水路の整備を図る。特に段丘面内の移動における利便性の向上、効率化を図るため既存道路の改良等を積極的に推進すると謳っている。

**答** 宮城功光村長

基本計画には、確かに必要性を謳っている。道路を整備する中で、事業化するのは非常に厳しい。

**答** 新城寛建設環境課長

補助事業は非常に難しい部分がある。村道において

かなり年数がたつて道路の亀裂が表れている部分が多くなっている。補助事業だけでなく、通常の維持管理等の修繕も予算がつく範囲でしかできない状況だが、なるべく安全対策をやっていく。補助事業の枠が取れない部分がある。そんな中でも予算確保に向けて取り組んでいる。

**問3** 今年の施政方針にも同じ事を謳っている。今後、事業の検討を。平成32年度(令和2年度)までに?

**答** 宮城功光村長

私自身も現地を見て、地形的なものを見ながら可能性がないかどうか。現場を踏まえて、できるだけ事業ができるように、関係機関に要望しながら進めていきたい。

※学校跡地活用(旧喜如嘉小学校)事業についても質問しました。



大城 邦彦 議員

根路銘海岸等の活用

問1

根路銘海岸高潮対策事業が平成16年度に完成し、台風時の高波及び波浪に対する海岸防護機能の向上を図ることができました。整備後は白い砂浜を復元したことで道の駅と一体的な観光振興の促進及び地域の活性化にも貢献できている。現在、観光客等が砂浜や夕日をバックに写真撮影や散策をしている方が多く見られ、おおきみまるごとツーリズム協会によりマリニ体験などで活用されているが、近年ハブクラゲが多

く発生し、村民、観光客等が安心して泳げる場所が大宜味村にはなく、観光振興を図る上でもクラゲ防止ネットの設置やトイレ、シャワー、駐車場など整備が望まれている。また、世界自然遺産登録予定の森林やター滝などとあわせて、観光資源活用の少ない海浜の利用促進を図る必要があると考えるが、村としての見解を伺う。

- ① クラゲ防止ネット及びトイレ、シャワー、更衣室等の設置整備について
- ② ブルーツーリズム等の観光推進について
- ③ 結の浜海水浴場の整備計画について

答 宮城功光村長

一つ目のクラゲネットの設置整備につきましては、現在のところ計画はない。二つ目のブルーツーリス

ムの観光推進につきましては、三つ目の結の浜海浜整備と連動した取り組みを想定して検討をしている。

ブルーツーリズムの取り組みは、現在でも民泊事業を受け入れ時に根路銘海岸を中心に活動されていることは御承知のとおりと思う。

県外への村のPR行動を行ってきた中で、旅行者等からも議員の質問事項のような要望を受けているところであり、担当する企画観光課においてその方策について検討しながら、関係団体等と意見交換を行っているところである。

結の浜海浜整備計画につきましては、事業化を図るための補助メニュー等の調査、計画に必要な項目などの洗い出しを行い、今年度、基本計画策定に取り組みをととしている。

大城邦彦議員

子供たちが自由に泳げる場所が、いま本当に危険で無いのです。これは予定がある無いじゃなく、できるのかできないのか、予算が絡むことでもありますので、今後、ぜひ海浜を生かすためにも、そういうクラゲ、そしてトイレやシャワー、駐車場も含めて、ぜひその辺の整備を検討していただきたい。



根路銘海岸



**沖縄県知事、北部土木事務所へ大宜味村内の河口閉塞にかかる意見書を提出いたしました。****大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書**

大宜味村が管理している普通河川は13河川あり、殆どの河川で河口閉塞しており、特に大川川及びガジナ川におきましては、慢性的な河口閉塞となっているのが現状であります。これまで沖縄県に対して、幾度と河口閉塞の抜本的な改善対策を要請しておりますが、前向きな回答はなく、担当部署が北部土木事務所に出向いて現状を説明した際には、普通河川の河口付近は村が管理すべき、という旨の回答を受けております。しかしながら、現場を確認すると海砂が原因で河口閉塞が生じているのは明らかであります。海砂を除去又は搬出する際には海砂は県の管理財産であることについて、県は承知しているのにも関わらず、村が管理すべきだとの主張とは矛盾が生じていると思っております。

村としても、これまで重機使用料等で海岸の海砂の除去作業を繰り返し行ってきておりますが、海砂を除去しても数日後には元の河口閉塞に戻るため、一時的な応急措置でしかありません。従来の対応を繰り返すのみでは財政的にも厳しいため、導流堤等を設置するなどの抜本的な整備が必要不可欠であります。

このような問題は、大宜味村、国頭村、名護市、宜野座村、金武町、においても議会の一般質問で問題提起されており、北部全体の問題になっております。特に大宜味村が管理している、大川川及び、ガジナ川においては（別紙資料1～10参照）、過去に海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっております。

住民の安全・安心や経済的な観点からも早急な改善は必要不可欠であり、また令和2年度夏頃には、奄美大島、徳之島、沖縄県北部および西表島が世界自然遺産登録される予定であります。河口閉塞で河川の水が溜まると悪臭や環境及び景観にも悪影響を及ぼすのは確実で、世界自然遺産にも弊害があるのではないかと危惧しております。

また、4月に開催された、住民と議員との意見交換会において、住民から議会も県の方へ要請行動をして頂きたいという強い要望を受けており、議会として今までの経緯を踏まえて重く受け止めております。このような観点から、沖縄県において河口閉塞の抜本的な改善を実現するため、特段のご配慮を賜りますよう下記事項について強く要望いたします。

## 記

1. 沖縄県において大川川及びガジナ川の河口閉塞の抜本的な改善するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月13日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 沖縄県知事、北部土木事務所長



**沖縄県議会 新里米吉 議長へ**  
「大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める要望決議」を提出いたしました。

※沖縄県議会議長応接室



# 大宜味村内の河口閉塞の状況

【大川川】



【ガジナ川】



※令和元年5月16日現在



部市町村議会議員・事務局職員研修会、交流会余興 令和元年7月8日(月)



町村議会正副議長・正副委員長研修会 令和元年8月7日(水)

